

ゆうパケット約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(引受拒絶)</p> <p>第6条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 荷物が次に掲げるものであるとき。 ア～ウ (略)</p> <p>エ その他当社が特に定めて表示したもの</p> <p>(7) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (6)のエの当社が特に定めて表示したものは、<u>人に危害を与えるおそれのある動物(学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。)</u>とします。</p>	<p>(引受拒絶)</p> <p>第6条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 荷物が次に掲げるものであるとき。 ア～ウ (略)</p> <p>エ その他当社が特に定めて表示したもの</p> <p>(7) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (6)のエの当社が特に定めて表示したものは、<u>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に規定する愛護動物</u>とします。</p>